

2021年11月15日

お客さま各位

東日本ダイレクトバンキングサービス取扱規定の改定および

ネット専用定期預金規定の制定のお知らせ

平素より、東日本ダイレクトバンキングサービスをご利用いただき誠にありがとうございます。

2021年11月15日（月）から、一部機能を拡充いたします。これに伴い、東日本ダイレクトバンキングサービス取扱規定の改定とネット専用定期預金取扱規定を制定しましたので、ご案内いたします。

記

1. 東日本ダイレクトバンキングサービス取扱規定について

改定前	改定後
<p>第 17 条(定期預金の預入等)</p> <p>1. 本サービスで定期預金の預入等を行うには、当行「お江戸日本橋支店」でのお取引が必要となります。</p> <p>2. 「お江戸日本橋支店」との取引を行うとき、お江戸日本橋支店取引規定のほか、別途当行が定める各取引規定に同意するものとします。</p>	<p>第 17 条(定期預金の預入等)</p> <p>1. 本サービスで「お江戸日本橋支店定期預金」の預入等を行うには、当行「お江戸日本橋支店」でのお取引が必要となります。</p> <p>2. 「お江戸日本橋支店」との取引を行うとき、お江戸日本橋支店取引規定のほか、別途当行が定める各取引規定に同意するものとします。</p> <p>3.本サービスで「ネット専用定期預金」の預入等を行うには、ネット専用定期預金規定に従い取り扱います。</p>
<p>第 26 条(解約等)</p> <p>1.本サービスの契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約できるものとします。</p>	<p>第 26 条(解約等)</p> <p>1.本サービスの契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約できるものとします。ただし、定期預金残高がある場合、東日本ダイレクトバンキングサービスの解約の届は無効となります。その場合、当行はお客さまにその旨を通知する義務はありません。</p>

2. ネット専用定期預金規定について

下記リンク先の規定集ページをご参照ください。

[「各種取扱規定」](#)

以上